

提出No.	提出意見	御意見に対する考え方
1	<p>情報処理の促進に関する法律 第三条に「電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のための取組に関し、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じその取組の実施の状況についての調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき指導及び助言を行うことその他事業者その他の電子計算機を利用する者のサイバーセキュリティの確保を支援する」とあるが、警察にてサイバー犯罪に関わる業務を2年程度従事しただけで、この業務に必要な能力要件を満たせるとは到底思えず、これは国のサイバーセキュリティ推進の施策としては極めて愚劣であると言わざるを得ない。</p> <p>警察のサイバー犯罪に関わる業務に従事する為に必要な知識・養護と、情報セキュリティを適切に維持・管理する為の養護は明らかにそれぞれが包含関係をもつものではなく、実際に情報処理安全確保支援士として情報セキュリティにかかる業務に従事しているが、体感としてかなり異なる技術であると考ええる。</p> <p>他の情報技術にかかる国家資格と比べてみても、実務経験の必要年数としては極めて少なく、論外であると言わざるを得ない。</p> <p>たとえば総務省が管轄している電気通信主任技術者であれば、大学で専門の学科を修めて卒業した後に、更に技術的な実務経験を5年従事して、それでも技術系科目についての受験科目の免除がなされる程度である。 https://www.dekya.or.jp/shiken/chief/guide/292</p> <p>こういった、他の技術分野の国家資格との整合性を取り、客観的に妥当な制度として設計しないと、国内最高峰としての情報セキュリティの国家資格としての品位・質が保たれないのではないか？</p> <p>情報処理安全確保支援士の登録人数を増やす為には、有資格者をこういった極めて乱暴な手法で増やす形ではなく、たとえば情報産業である程度の規模となっているサービスの提供については、電気通信事業における電気通信主任技術者などと同様に、有資格者の配置を必須とするなど、まずは有資格者が真に国家の情報セキュリティのエキスパートとして優遇される措置がまず敷かれ、社会的な要請が喚起された上で、それでも足りなければこのような施策を検討する という順番であるべきと考える。</p>	<p>当該認定資格の対象者については、サイバーセキュリティに関する相当程度の技術・技能が必要とされる業務における2年以上の実務経験に加え、保有資格や業務における実績等の能力を総合的に勘案し、情報処理安全確保支援士試験合格者と同等以上の能力を保有していると考えられる者とし、それぞれの組織において厳格な審査を行った上で経済産業大臣にて申請するものとされています。したがって、2年以上の実務に従事した者を一律に認定するというわけではございません。</p> <p>また、新たに対象として加える業務である事業者に対する助言等の被害防止対策、捜査における暗号資産追跡、サイバー空間上の脅威に関する情報収集・分析などについても、情報技術の解析に関する事務と同様に、高度なサイバーセキュリティに関する知識及び技能を必要とするものであることから、所定の要件を満たす者については情報処理安全確保支援士試験に合格した者と同等以上の能力を有すると認めるものであり、認定の基準を下げるものではありません。</p>
2	<p>警察法第5条4項6号「のハ」に掲げる、と明示したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「サイバー事案」の定義について、「警察法第5条第4項第6号」に「ハ」を追加し「警察法第5条第4項第6号ハ」といたします。</p>
3	<p>私は憲法前文および第1条に基づき、国民主権＝国の設計権の行使者として以下の指示を行います。</p> <p>【対象】 情報処理安全確保支援士等に関する告示改正における「サイバー事案の監視」認定要件</p> <p>【指示】 サイバー監視を単なる従事年数や業務経験のみによって認定するのではなく、国益への寄与度を基準に含めること。その際、以下の3要素を審査視点として明確にすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国家基盤の保護 電力・交通・金融・医療・行政など、国民生活に直結するインフラ防衛や未然防止の成果を評価対象とすること。 2. 国際的信頼と連携 国際CSIRTや多国間演習等を通じ、日本のセキュリティ水準を高め、外交的信頼や経済安全保障に資する活動を評価対象とすること。 3. 見聞還元と人材育成 監視活動で得た知見を産官学に還元し、次世代人材の育成や国内セキュリティ水準向上に寄与した実績を評価対象とすること。 <p>憲法上、国の権限は国民の厳粛な信託に基づくものであり、国民はその設計権を行使する立場にある。よって本指示を公式に記録し、行政および議会において審議を行い、サイバー監視業務を「国益に資する活動」として正しく評価できる制度設計へ直ちに改められたい。</p>	<p>今回の改正において「サイバー事案の監視業務」は対象範囲としておりません。なお、現行の告示では、警察において、サイバーセキュリティに関する相当程度の技術・技能が必要とされる業務における2年以上の実務経験に加え、保有資格や業務における実績等の能力を総合的に勘案し、情報処理安全確保支援士試験合格者と同等以上の能力を保有していると考えられる者について、厳格な審査が行われた上で経済産業大臣にて申請がなされているところ、本告示案による改正後においても同様の取扱い行われる予定です。</p>
4	<p>私は日本国憲法前文および第1条に基づき、国民主権＝設計権の行使者として以下を指示します。 交付金は外資優先ではなく、国民・住民優先に使え。規制緩和は国民の安全・生活を守る範囲に限定せよ。</p>	<p>今回の意見募集の対象となるものではありませんが、頂いた御意見は今後の参考といたします。</p>
5	<p>この改正の最大の特徴は、ペーパーテストによる知識評価だけでなく、国家の安全保障を担う最前線での実務経験を重視している点だと解釈しているので賛成します</p>	<p>本告示案に対する肯定的な御意見として承ります。</p>
6	<p>改正案の方向性に強く賛同いたします。株式会社サイバーセキュリティクラウドはクラウドセキュリティ事業を展開し、一般社団法人サイバーセキュリティ連盟との連携などを通じて、官民双方におけるサイバーセキュリティ基盤強化に資するソリューション/啓発コンテンツを提供してまいりました。本制度の発展は、当社を含む民間セキュリティ産業全体の成長にも直結するものであり、その観点から以下の意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー対処能力強化法等の整備が進むなか、警察庁や都道府県警察などにおいてサイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務を認定対象業務に追加する点はサイバー人材強化に向けた取組として重要と考えます。 ・情報技術の解析に関する事務のみならず、サイバー事案の捜査実務を通じて培われた専門的な能力を国家資格として評価することで、公的機関におけるサイバーセキュリティ専門家の育成と、民間での活躍の機会拡大に繋がると考えます。 ・改正案の方向性である「実務経験の評価拡大」は、資格の価値を高める重大な一歩と受け止めています。 ・民間領域においてもセキュリティベンダー・金融機関・重要インフラ事業者・通信事業者・CSIRT組織等において、極めて高度な知識・技能を有し、実務経験を積んだ人材が多数存在します。今後、警察関係以外の政府内人材の対象化に加え、民間実務者の認定対象化も検討いただければ幸いです。 ・情報処理安全確保支援士制度の信頼性を維持しつつ、資格保有者の活躍とそのスキル保全や維持コストなど、各課題の改善により情報処理安全確保支援士制度がより有用性の高い制度として機能することを望むものです。 ・資格保有者の継続的な学習は不可欠ですが、現状の講習形式や費用が負担となっている場合もあり、オンラインでの受講機会の拡充や、実務経験に基づく一部免除など、より柔軟でコスト効率の良い仕組みを検討いただければ幸いです。 ・支援士として登録された専門家が、特に人材不足に悩む中小企業で活躍できるようなマッチングや連携を促進するプラットフォームの構築もアイデアとして提言いたします。 ・米国・欧州では、国家資格制度において民間経験を含めた広範な認定・登録制度が整備されており、日本においても人材育成・流動性の観点から同種の方向性を望むものです。 ・国際的な関連制度との整合性や互換性も考慮いただき、より汎用性の高い資格が人材の流動性向上と我が国における人材の底上げに寄与するようご検討をお願いします。 ・今後の人材不足を補い、我が国全体のセキュリティ基盤強化を図るためにも、民間領域で活躍する優秀な専門家を国家資格制度に包摂することや、広く官民をまたぐ人材連携・リボルビングドアの導入なども有効と存じます。 	<p>本告示案に対する肯定的な御意見として承ります。頂いた御意見は今後の参考といたします。</p>

提出No.	提出意見	御意見に対する考え方
7	<p>警察庁や都道府県警察はサイバーセキュリティに関する単なるPR等の広報業務も行っている。これらの業務も「サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有する業務」といえる。これらの認定についても、警察庁長官に委任することで、法令には定められていなく、解釈の余地が極めて広いといえる。</p> <p>また、例えば、警視庁サイバー犯罪捜査官巡査部長（2級職）の選考基準は、「応用情報技術者」を有するのみで、通算して二年以上の「応用情報技術者」レベルの業務に従事しても、支援士試験に合格したと同等以上の能力を有するとはいえない。</p> <p>そして、意見公募要領にも「『情報技術の解析に関する事務』と同等以上に、サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務など『極めて高度な』サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有する業務に従事している者を、規則第1条第1号の対象として加えるものです」と想定しているが、告示（案）には「極めて高度」の限定はなかった。告示（案）にも「その他『極めて高度な』サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する業務」に改めるべきである。</p> <p>最後に、もし、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を有する業務に従事していれば、支援士試験に合格したと同等以上の能力を有すると認められるなら、一般企業において、「サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して2年以上である者であって、法第6条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると社長が認める者」も、支援士試験に合格したと同等以上の能力を有すると認められる規定を追加すべきである。</p>	<p>本告示案による改正において新たに対象として加える業務である事業者に対する助言等の被害防止対策、捜査における暗号資産追跡、サイバー空間上の脅威に関する情報収集・分析などについては、情報技術の解析に関する事務と同様に、極めて高度なサイバーセキュリティに関する知識及び技能を必要とするものです。今般の改正は、これまで対象とされていた警察庁又は都道府県警察において「情報技術の解析に関する事務」に従事していない者であっても、極めて高度なサイバーセキュリティに関する知識及び技能を有する業務に従事している者がいることから、これらの者を対象として加えるものです。官民問わずサイバーセキュリティ対策に従事する者の業務は重要ですが、とりわけ行政機関におけるサイバー攻撃等に関する業務については、国民の安心・安全の確保、犯罪捜査又は国家の安全保障に関連するもので、極めて高度な情報セキュリティ技術を有し、かつ、的確な業務の遂行が求められるものであり、これら業務に専門的に一定期間以上従事した者については、サイバーセキュリティに関する極めて高度な知識及び技術を有する状況になったものと言えます。警察においては、サイバーセキュリティに関する相当程度の技術・技能が必要とされる業務における2年以上の実務経験に加え、保有資格や業務における実績等の能力を総合的に勘案し、情報処理安全確保支援士試験合格者と同等以上の能力を保有していると考えられる者について、厳格に審査を行うこととしております。これらのため、原案を維持させていただきます。</p>